

当座貸越型保証7つのメリット

- 1 ● 極度額の範囲内で、くり返し利用可能
- 2 ● 「運転資金は短期借入で」というニーズに対応
- 3 ● 随時弁済方式で余裕がある時に返済して利息を軽減
- 4 ● 急ぎの運転資金を調達するのに便利
- 5 ● 保証料率がお得
- 6 ● 印紙代の節約が可能
- 7 ● 資金用途を管理し易い

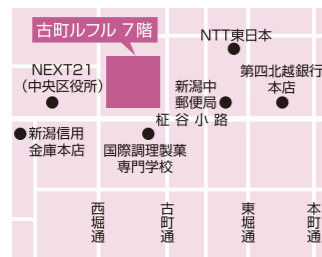
お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店

〒951-8640 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7階)

本店営業部

- 保証第一課
TEL.025-210-5151
FAX.025-210-5172
- 保証第二課
TEL.025-210-5152
FAX.025-210-5173
- 保証第三課
TEL.025-210-5150
FAX.025-210-5173



県央支店

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センター2階)

- 保証課
TEL.0256-33-6661
FAX.0256-33-6622



上越支店

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号
(上越工会館内)

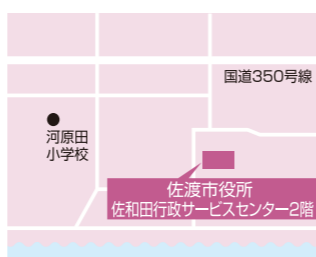
- TEL.025-523-7225
FAX.025-522-2454



佐渡支店

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)

- TEL.0259-57-2011
FAX.0259-57-3421



長岡支店

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8
(リナシエビル2階)

- 保証第一課・保証第二課
TEL.0258-35-5714
FAX.0258-35-6341



必要な時に必要な金額を

当座貸越型の 4つの保証制度

小規模企業者カードローン (miniカード)

創業後の
不安を解消!

創業者枠

創業後間もない方も
ご利用いただけます!

無担保で
100万円まで!

小規模企業者の
強い味方!

一般枠

小規模企業の事業者の方に
ご利用いただけます!

無担保で
300万円まで!

カードで簡単・スピーディ!

事業者カードローン

無担保で**2,000万円**まで!

事業拡大後も安心!

当座貸越根保証

無担保で**5,000万円**まで!

有担保で**2億円**まで!

継続的な資金調達に!

無担保当座貸越根保証

GoPlus
(レッツ5+)

当協会独自の当座貸越!

無担保で**8,000万円**まで!

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟県信用保証協会

新潟 信用保証

2021.4

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を
ご覧ください。

創業して間もないお客様や
小規模企業のお客様をサポート

お客様の持続的な成長・発展をサポート

小規模企業者カードローン (miniカード)

事業者カードローン

●創業者枠

申込時点において創業後1年未満で、次の全ての要件を満たしている事業者が対象となります。

- ①常時使用する従業員数が20名(商業・サービス業は5名)以下の方
- ②創業計画書の提出ができる方
- ③事業を開始していることが確認できる書類の提出ができる方
- ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成し、適切にモニタリングを実施する方針の先である方
- ⑤本保証及び事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、無担保当座貸越(貸付専用型)根保証の利用が無い方

●一般枠

創業後1年以上で、次の全ての要件を満たしている事業者が対象となります。

- ①常時使用する従業員数が20名(商業・サービス業は5名)以下の方
- ②同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算(確定申告)を行っている方
- ③最近2年間のいずれかの決算において、利益を計上している方
- ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成し、適切にモニタリングを実施する方針の先である方
- ⑤本保証および事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、無担保当座貸越(貸付専用型)根保証の利用が無い方

資格要件

貸付利率	金融機関所定利率
資金用途	事業資金
返済方法	約定返済又は随時返済
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
担保	不要です

次の全ての要件を満たしている事業者が対象となります。

- (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方
- (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上ある方
- (3)今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力が認められる方
- (4)次のいずれかに該当する方

資格要件

- 【個人】①確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する方
- ②保証申込直前期の決算における評点が、信用保証協会の定める基準以上である方
- 【法人】保証申込直前期の決算における評点が、信用保証協会の定める基準以上である方

貸付利率	金融機関所定利率
資金用途	事業資金
返済方法	約定返済又は随時返済
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です
担保	原則として、不要です

次の全ての要件を満たしている事業者が対象となります。

- (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方
- (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上ある方
- (3)今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力が認められる方
- (4)次のいずれかに該当する方

- 【個人】①確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する方
- ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある方
- ③保証申込直前期の決算における評点が、信用保証協会の定

※1 「会計参与を設置」を確認できる場合は、0.10%割引いた料率を適用します。
 ※2 事業者カードローン当座貸越根保証と当座貸越根保証をあわせて、平均月商の2か月分が限度となります。
 © 審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございます。